

令和 6 年度		審 査									
凍結防止剤 (0.5tフレコン) 購入 ※単価契約		設計書	設 計								
事 業 名	除排雪対策費										
物 品 番 号	R6阿建雪塩第1-002号										
納 入 場 所	東蒲原郡阿賀町 平堀ほか 地内										
設 計 額	円 (うち消費税相当額	円)									
契 約 額	円 (うち消費税相当額	円)									
納 入 期 間	令和6年11月20日から令和7年3月21日まで										
物 品 概 要	<p>凍結防止剤 (1袋あたり単価契約) (塩化ナトリウム 0.5tフレコン 10t車輸送)</p> <p>※購入予定数量 140袋 (70t) ただし、散布状況により増減する場合がある。</p> <p>※参考 (過去3年間(R3～R5)購入実績</p> <table> <tbody> <tr> <td>R 3 年度</td> <td>156 袋</td> </tr> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>140 袋</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>100 袋</td> </tr> <tr> <td>(3年平均)</td> <td>140 袋(切上げ(10袋単位))</td> </tr> </tbody> </table>			R 3 年度	156 袋	R 4 年度	140 袋	R 5 年度	100 袋	(3年平均)	140 袋(切上げ(10袋単位))
R 3 年度	156 袋										
R 4 年度	140 袋										
R 5 年度	100 袋										
(3年平均)	140 袋(切上げ(10袋単位))										
備 考											

內訣書

物品納入仕様書

この仕様書は、阿賀町が令和6年度の冬期間（令和6年12月～令和7年3月）に使用する凍結防止剤の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

記

1. 物品名 凍結防止剤（0.5tフレコン）

2. 規格 塩化ナトリウム（0.5tフレコン（10t車輸送））

3. 納入先

- 1) 津川地区：阿賀町スノーステーション（阿賀町 平堀 地内）
- 2) 鹿瀬地区：業務受託者倉庫（阿賀町 鹿瀬 地内）
- 3) 上川地区：松ヶ丘格納庫（阿賀町 豊川 地内）
- 4) 三川地区：業務受託者倉庫（阿賀町 白崎 地内）

4. 納入

- 1) 上記物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2) 発注者は、必要な都度、受注者に「数量」、「納入先」、「希望納期」をファックス等により注文し、受注者は注文を受けたときは、発注者に対し、「納入日時」を通知するものとする。

5. 檜査

発注者は、受注者が物品を納入したときは、速やかにその外観、数量を検査するものとする。

検査において、納入された物品に不備があったときは、発注者は受注者に対し物品の交換を求めることができるものとし、受注者は、その求めがあったときは、速やかに代替品を納入するものとする。

6. 支払

- 1) 受注者は、物品を納入し、検査に合格したときは、発注者に対し当該物品の納入に係る代金を請求することができるものとする。
- 2) 発注者は、前号に係る請求書を受理したときは、速やかにその代金を納入者に支払うものとする。

7. その他

この仕様書に定めのない事項については、必要な都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

物品売買単価契約書（案）

阿賀町（以下「発注者」という。）と、（以下「納入者」という。）とは、次の条項及び添付する仕様書により契約を締結する。

（納入物品）

第1条 発注者は、次の物品（以下「物品」という。）を納入者から買い入れるものとする。

品名	規格その他納入条件
凍結防止剤（0.5tフレコン）	塩化ナトリウム 0.5t フレコン入り 10t 車輸送

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和7年3月21日までとする。

（契約単価）

第3条 物品の契約単価は、￥_____円とする。

2 前項に定める金額には、消費税及び地方消費税に係る金額は含まない。

（納入）

第4条 発注者は、必要な都度、納入数量及び納入先その他必要な事項を記した書面にて、納入者に対し物品を注文する。

2 納入者は、物品を納入したときは、速やかに発注者に納品書を提出するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第5条 納入者は、物品を納入し、仕様書に定める検査に合格したときは、当該物品に係る代金を発注者に請求するものとする。

2 前項に定める請求における請求額は、第3条第1項に規定する契約単価に、第4条第1項の注文により発注者が納入を求めた数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額とする。

3 前項の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第6条 発注者及び納入者は、この契約書及び仕様書に定める事項を遵守するものとし、発注者又は受注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、納入者は、発注者がこの契約を解除したことによる損害賠償を請求することができない。

（その他）

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約に変更が生じたときは、発注者及び納入者双方が協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、記名捺印のうえ、当事者各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神田 一秋

納入者